

ID: 5373

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	社会福祉法人の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第32条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (認可) 第32条 所轄庁は、前条第1項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号)のうち別紙1社会福祉法人審査基準第1から第3まで及び「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号)のうち別紙社会福祉法人審査要領第1から第3までによる。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日